

関係者各位

お 知 ら せ

日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質 25%未満） に係る輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について

関税暫定措置法施行令別表第 1 の 42 の項及び 56 の項に掲げる物品（その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの（以下「25%未満ホエイ」という。））については、令和 8 年度の初日から令和 8 年 7 月末日までの輸入数量が、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、本年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該物品について品目別セーフガードが発動されることとなりました。つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象物品及び税率

品目	輸入基準数量	R8. 4-R8. 7 輸入数量	発動内容
25%未満ホエイ 0404. 10-126 0404. 10-136 0404. 10-146 0404. 10-166 0404. 10-176 0404. 10-186	日欧協定 3,544 トン 日英協定 3,544 トン	日欧協定 4,361 トン 日英協定 4,361 トン	（通常時） 11%+17.6 円/kg 又は 15.4%+17.6 円/kg ↓ （発動時） 23.8%+45.0 円/kg

2. 当該物品に係る N A C C S 用品目コードの変更等について

当該物品に係る N A C C S 用品目コードの変更等については、N A C C S 掲示板をご確認ください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第 1 部門

電話番号：078-333-3086